

2 研修体系と概要

令和6年度は、市町村職員研修所が実施する研修28課程(36コース)、県職員育成センターが実施する研修9課程(9コース)の計37課程(45コース)の研修を実施する。

《一般研修(階層別研修)》

- 令和5年度と同様、5課程(11コース)の研修を実施する。
- 全課程、オンラインによる受講を選択可能とする。

- ・ 課長級職員研修 2コース
- ・ 課長補佐級職員研修 2コース
- ・ 係長級職員(Ⅱ部)研修 2コース
- ・ 係長級職員(Ⅰ部)研修 2コース
- ・ 一般職員上級研修 3コース

※下線はオンライン受講又はオンライン受講選択可能(以下同じ)。
一般研修では来所受講が可能なものを各課程1コースずつ設定する。

《指導者養成研修》

- 9年サイクルの計画に従い、1課程(1コース)を実施する。
JST基本コース指導者養成研修は3年に1回、他の3つの研修は9年に2回実施する計画であり、令和6年度はOJT指導者養成研修を実施する。

《専門研修》

—能力開発型—

- 県主催による合同研修9課程(9コース)を含み、令和5年度と同じ、17課程(18コース)の研修を実施する。
- 5課程(5コース)をオンラインによる受講とする。

- ・ 政策形成能力向上研修(合同) / 問題解決・発想力パワーアップ研修(県主催・合同)
- ・ 接遇研修 2コース / 住民満足度(CS)向上研修
- ・ 交渉・説得・調整技術研修(合同) / 交渉・折衝研修(県主催・合同) / プレゼンテーション研修(合同) / プレゼンテーション研修(県主催・合同) / ワンペーパー資料作成研修(合同) / ワンペーパー資料作成研修(県主催・合同)
- ・ コーチング研修(合同) / コーチング研修(県主催・合同) / コミュニケーション実践研修(県主催・合同)
- ・ モチベーションアップ研修(県主催・合同)
- ・ 協働による地域づくり研修(合同) / 連携・協働力向上研修(県主催・合同) / 官民企画力向上研修(県主催・合同)

(注)接遇研修は研修所での受講とオンライン受講を1コースずつとする。

—課題対応型—

- 令和5年度より1コース少ない、5課程（6コース）を実施する。
- 3年サイクルで実施することとしている、危機管理広報（メディア対応）研修、業務改善研修、長期病休者職場復帰支援研修のうち、令和6年度は長期病休者職場復帰支援研修を実施する。（サイクル研修－課題対応型－）
- 3課程（4コース）をオンラインによる受講とする。

- ・ 人事評価に係る評価者研修 1コース
- ・ ハラスメント防止研修 2コース
- ・ クレーム対応研修Ⅰ（合同）／クレーム対応研修Ⅱ
- ・ 長期病休者職場復帰支援研修（サイクル研修－課題対応型－）

—実務型—

- 令和5年度と同様、9課程（9コース）を実施する。
- 3年サイクルで実施することとしている、地方公会計研修、地方自治法・地方公務員法研修、文書作成力等基本事務処理研修のうち、令和6年度は文書作成力等基本事務処理研修を実施する。（サイクル研修－実務型1－）
- 同じく3年サイクルで実施することとしている、給与事務担当職員研修、地方公営企業担当職員研修、職員研修担当職員研修のうち、令和6年度は地方公営企業担当職員研修を実施する。（サイクル研修－実務型2－）
- 7課程（7コース）で、オンラインによる受講又はオンラインによる受講を選択可能とする。

- ・ 法制執務担当職員研修Ⅰ（合同）／法制執務担当職員研修Ⅱ（合同）
- ・ 住民基本台帳担当職員研修
- ・ 税務（固定資産税課税）担当職員研修／税務（市町村民税課税）担当職員研修／税務（徴収）担当職員研修
- ・ 財務担当職員研修
- ・ 文書作成力等基本事務処理研修（サイクル研修－実務型1－）
- ・ 地方公営企業担当職員研修（サイクル研修－実務型2－）